

「在中國日本国大使館他による日中国交正常化50周年記念事業支援」  
についてのご案内

在中國日本国大使館（以下、大使館という）、在中國の各総領事館（以下、総領事館という）及び領事事務所では、皆様と一緒に日中国交正常化50周年を盛り上げるために、企業、商工会、日本人組織等が開催する50周年記念事業に対して、SNSでの事前・事後広報、後援名義付与、出席挨拶、祝賀メッセージの送付といった支援を用意しています。

支援をご希望される方は、以下をご確認ください。

【共通】

- 1 事業内容によっては、希望する支援をご利用いただけない場合があります。
- 2 支援に関する問い合わせはこちらの[問い合わせフォーマット.docx](#)にご記入の上、管轄の大使館、総領事館又は領事事務所の担当者へ送信してください。
- 3 「問い合わせフォーマット」は、事業開催までに十分な時間的余裕を持って送信してください。直前に依頼された場合、対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください（後援名義の使用には、1ヶ月半前までの正式申請が必要になります。）。

【事前・事後広報】

- 1 依頼者は、事前・事後広報の案文を用意する必要があります。大使館、総領事館、領事事務所は案文の掲載・転載のみを行い、作成は行いません。
- 2 広報案文は、各公館広報担当者が内容を確認します。内容によっては、案文の変更をお願いしたり、掲載・転載をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- 3 事前・事後広報は基本的に大使館、総領事館、領事事務所がそれぞれ開設しているSNSのアカウントからの発信となります（中国語のみ）。対象は主に中国にお住まいの中国人の方です。

<参考>

■各公館微博フォロワー数/在中國日本大使館：中国全土185万2000人、在上海総領事館：2万3500人、在広州総領事館：2万2000人、在瀋陽総領事館：6200人、在重慶総領事館：1万400人、在青島総領事館：2200人

■微信フォロワー数/在上海総領事館：6万7100人、在瀋陽総領事館：1000人、在重慶総領事館：1万5600人、在大連領事事務所：7000人

### 【後援名義】

- 1 後援名義の使用は、一定の審査があります。
- 2 事業によっては後援名義の使用を認めない場合がありますので、あらかじめご了承ください。特に、以下に該当する事業へは付与できませんのでご注意ください。
  - (1) 公序良俗に反する事業
  - (2) 営利を目的とした事業又は公益性が乏しい事業
  - (3) 政治団体、宗教団体及びそれらに類した団体が行う事業
  - (4) 政治及び宗教の要素が強い事業
  - (5) 事業を開催することにより、特定の団体等の利益につながるおそれがある事業
  - (6) 主催者の事業運営能力等に疑義がある事業
  - (7) 我が国若しくは外国の紹介又は国際親善に役立ち、我が国の外交に寄与することが認められない事業等
  - (8) 日本と他国との友好関係の促進に寄与することが認められない事業等
  - (9) 開催地の法令に違反する又は違反する恐れのある事業等
  - (10) 過去5年以内の申請歴において、当省と主催者（又は申請者）の間で誓約した事項を遵守していないことが認められる団体等からの申請
  - (11) 過去5年以内に外務省の後援名義等の不正使用及び虚偽の申請が認められる事業又は団体等からの申請
  - (12) その他、外交上不適切と認められる事業
- 3 審査の都合上、後援名義使用希望日の1か月半前までに後援名義使用に係る申請書類を、提出して頂く必要があります。後援名義の使用を検討される場合は、お早めにご相談ください。後援名義手続きに提出が必要な書類については各公館HPをご確認ください。

### 【祝賀（挨拶）メッセージ】

祝賀（挨拶）メッセージは、原則として、事業開催地を管轄する大使館、総領事館又は領事事務所が用意しますが、事業規模、事業内容に応じて大使館が対応することも可能です。個別にご相談ください。

- 4 大使館、総領事館、領事事務所の管轄地域、問い合わせフォーマット送信先

在中国在外公館

管轄地域

**在中国日本国大使館**

連絡先メール

北京市、天津市、陝西省、山西省、甘肅省、河南省、河北省、湖北省、湖南省、青海省、

[50shunenkinenjigyo@pk.mofa.go.jp](mailto:50shunenkinenjigyo@pk.mofa.go.jp)

担当者 山寺、山本、李娜

内蒙古自治区、寧夏回族自治区、  
新疆ウイグル自治区、チベット自治区

**在上海総領事館**

連絡先メール

川畑 : [akie.kawabata@mofa.go.jp](mailto:akie.kawabata@mofa.go.jp)

佐藤 : [noriko.sato-3@mofa.go.jp](mailto:noriko.sato-3@mofa.go.jp)

米田 : [mai.maita@mofa.go.jp](mailto:mai.maita@mofa.go.jp)

担当者 川畑、佐藤、米田

上海市、安徽省、浙江省、江蘇省、江西省

**在広州総領事館**

連絡先メール

[cggzinfo@ko.mofa.go.jp](mailto:cggzinfo@ko.mofa.go.jp)

担当者 小野

広東省、海南省、福建省、広西チワン族自治区

**在瀋陽総領事館**

連絡先メール

[culture.info@ya.mofa.go.jp](mailto:culture.info@ya.mofa.go.jp)

担当者 田辺

遼寧省（大連市を除く。）、吉林省、黒龍江省

**在大連領事事務所**

連絡先メール

[dl\\_infocul@dl.mofa.go.jp](mailto:dl_infocul@dl.mofa.go.jp)

担当者 高田

大連市

**在重慶総領事館**

連絡先メール

[mitsuo.sato@mofa.go.jp](mailto:mitsuo.sato@mofa.go.jp)

担当者 佐藤

重慶市、四川省、貴州省、雲南省

**在青島総領事館**

連絡先メール

[yo.irie@mofa.go.jp](mailto:yo.irie@mofa.go.jp)

担当者 入江

山東省